

玉川漁業協同組合和內共第 4 号第五種

共同漁業權遊漁規則

玉川漁業協同組合和内共第4号第五種

共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、この組合の有する和内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまごをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は網漁による遊漁による場合には、口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は網漁による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により、当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

漁 具、漁 法	規 模
友 釣	一 本 竿
溝（ヨーヨー）釣 餌 釣	〃
網 漁	10 m 未 満 の 網 4 把
	20 m 未 満 の 網 2 把

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 期 間
あ ゆ	友 釣	5月26日から6月30日までの期間内で組合が 定めて公示する日から12月31日まで
	溝釣(ヨーヨー釣) 餌 釣	9月1日から9月10日までの期間内で組合が 定めて公示する日から12月31日まで
	網 漁	8月10日から9月10日までの期間内で組合が 定めて公示する日から9月30日まで
あ ま ご	竿 釣	3月1日から3月10日までの期間内で組合が 定めて公示する日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店等に掲載して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表ア欄に掲げる魚種について、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
あ ゆ	関西電力㈱堰堤から上流200mの範囲内	第4条表中網漁解禁まで
あ ま ご	上筒香支川白石谷川	3月1日から9月30日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ま ご	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。それに消費税を加算した額とする。ただし第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは1,000円を加算した額とする。

ただし、遊漁者が18歳以下のときは、竿釣(友釣)については、無料とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 券 の 名 称	期 間	遊 漁 料
あ ゆ	友 釣	日 券	1 日	3,000 円
		年 券	1 年	9,000 円
	溝 釣 餌 釣	日 券	1 日	1,000 円
		年 券	1 年	3,000 円
	網 漁	網 券	1 日	3,000 円
あ ま ご	竿 釣	日 券	1 日	3,000 円
		年 券	1 年	4,000 円

ただし、友釣の遊漁料を納付している遊漁者は溝釣・餌釣の遊漁料を別途支払う必要はない。

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所において納付するものとする。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 玉川漁業協同組合事務所（九度山町大字河根 1 4 5 番地の 5）
- (2) 玉川漁業協同組合が指定した者

（遊漁承認証に関する事項）

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式第 1 号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第 9 条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
4. 遊漁者は、区域内における川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第 2 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

付 則

この規則は認可の日から施行する。